

令和7年第9回定例会

# 江東区教育委員会会議録

令和7年9月5日（金）

江東区教育委員会

## 令和7年第9回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和7年9月5日（金）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和7年9月5日（金）午前11時57分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、安部敏啓（教育長職務代理者）、鈴木清人、浅野美智子、大久保善子
- 5 出席職員 青柳教育委員会事務局次長、西尾教育委員会事務局参事 学校施設課長事務取扱（整備担当課長兼務）、梅村教育委員会事務局参事 深川図書館長事務取扱、瀧澤庶務課長、瀧川学務課長、金指指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、木内教育支援課長（教育センター所長兼務）、大田地域教育課長、吉木江東図書館長、青山文化観光課長

### 6 議題

- 日程第1 議案第35号 令和6年度江東区一般会計歳入歳出決算に関する意見聴取
- 日程第2 議案第36号 令和7年度江東区一般会計補正予算（第2号）に関する意見聴取
- 日程第3 議案第37号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
- 日程第4 議案第38号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第5 議案第39号 江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第6 議案第40号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第7 議案第41号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第8 議案第42号 江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第9 議案第43号 芭蕉記念館の指定管理者の指定に関する意見聴取
- 日程第10 議案第44号 深川江戸資料館の指定管理者の指定に関する意見聴取
- 日程第11 議案第45号 中川船番所資料館の指定管理者の指定に関する意見聴取

### 7 報告事項

- (1) （仮称）教育推進プラン・江東（第3期）策定に係るこどもからの意見聴取の実施結果について

- (2) (仮称)教育推進プラン・江東(第3期)素案について
- (3) 令和7年度夏季休業中の幼児・児童・生徒の状況について
- (4) 江東きっずクラブ北砂(B登録)改修・増築工事期間中の運営について
- (5) 専決処分した事件の報告について(和解及び損害賠償額の決定)
- (6) 第三次江東区こども読書活動推進計画の進捗状況について

## 8 協議事項

- (1) 江東区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の点検及び評価について
- (2) 令和8年度江東区立学校特別支援学級教科用図書採択について

## 9 審議概要

本多教育長 それでは、ただいまより令和7年第9回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。大久保委員、安部委員にお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

議事進行上の都合から順序を変更いたしまして、まず、報告事項4江東きっずクラブ北砂(B登録)改修・増築工事期間中の運営についてを報告していただきたいと思っております。

それでは、理事者より報告をお願いします。

地域教育課長。

大田地域教育課長 それでは、江東きっずクラブ北砂(B登録)改修・増築工事期間中の運営について御説明いたします。

資料13をお願いいたします。

北砂小学校に隣接する江東きっずクラブ北砂のB登録につきましては、長期計画において、施設の老朽化と保留児童対策のため、令和7年度から8年度にかけ、改修、増築工事を実施する予定となっております。工事期間中は夏休みなど長期休業中の北砂小学校の教室も活用して運営する予定でしたが、増築棟建設地から基準値以上の鉛が検出され、計画どおり工事を進められない状況となりました。そこで、工事計画を見直した結果、令和8年度は近隣のスポーツ会館できっずクラブ(B登録)の運営をし、予定どおり令和9年度より定員を拡大いたします。なお、A登録につきましては、当初の計画どおり北砂小学校内で運営いたします。

1、きっずクラブ北砂(B登録)の概要に記載のとおり、入会可能児童数は移転期間中も変わらず81人となります。また、2、運営方法の概要に記載のとおり、移転期間中はスポーツ会館の2階スペースで運営し、児童は学校または自宅から徒歩で登室いたします。最後に3、今後のスケジュールでございますが、10月に保護者説明会等を実施、令和

8年3月の開始に合わせてスポーツ会館に移転して運営、令和9年3月に工事完了予定となっております。

以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。  
鈴木委員。

鈴木委員 これ、北砂小学校の土地から鉛が出たと書いてあるんですけども、歴史的経緯というか、もともとどんな状況の中で、その土地の上に学校を造ったのかなと思うんですけど、その辺は分かりますでしょうか。

本多教育長 地域教育課長。

大田地域教育課長 きっずクラブ北砂につきましては、小学校の脇というか、隣接する用地での別棟での運営となっております。今回、聞いている話としましては、増改築に当たっては、土地の地歴調査等の関係から土壌の調査をしてから進めるべきだということが必要だったというふうに聞いておりました。それを実施した結果、鉛が出たと聞いております。  
以上でございます。

鈴木委員 ということは、何か工場の跡地だとかそういうものだったのかなと思うんですけど、その辺は分かるんですか。

本多教育長 地域教育課長。

大田地域教育課長 すみません、詳細な地歴については、ちょっと把握できていないところでございます。

本多教育長 鈴木委員。

鈴木委員 では、分かりましたら、また教えてください。

大田地域教育課長 はい。

本多教育長 ほか、いかがでしょうか。  
安部委員。

安部委員 ありがとうございます。  
今の続きなんですけど、これ、どういう改築になる。増築というのは、今ある建物は残したまま純粹に空いている土地に増やすというイメージ

で合っていますか。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

大田地域教育課長 増築につきましては、今ある建物の脇の空いているスペースに増築棟を建てるということ。あとは、現在の施設につきましては、老朽化が進んでおりますので、そのタイミングで改修をやるという内容でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 その増築する場所というのは、これまでは何に使われていましたか。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

大田地域教育課長 現在は空き地という形になっております。

安 部 委 員 ありがとうございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

なお、地域教育課長におきましては、この後、対応がありますので退室いたします。

それでは、続きまして、こちらも順序を変更いたしまして審議していきたいと思っております。

まず、日程第9から日程第11を議題といたします。

日程第9 議案第43号 芭蕉記念館の指定管理者の指定に関する意見聴取、日程第10 議案第44号 深川江戸資料館の指定管理者の指定に関する意見聴取、日程第11 議案第45号 中川船番所資料館の指定管理者の指定に関する意見聴取、これらはいずれも歴史文化施設に関する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第43号 芭蕉記念館の指定管理者の指定に関する意見聴取、議案第44号 深川江戸資料館の指定管理者の指定に関する意見聴取、議案第45号 中川船番所資料館の指定管理者の指定に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和7年9月5日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一郎。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長より意見を求められたため、本案を提出します。

本多教育長 文化観光課長。

青山文化観光課長 それでは、議案第43号から45号まで一括して御説明をいたします。資料9、歴史文化施設の指定管理者の指定についてを御覧ください。

1の対象施設でございますが、芭蕉記念館、深川江戸資料館、中川船番所資料館の3館。指定管理候補者は江東区文化コミュニティ財団。指定管理期間は令和8年4月1日から5年間でございます。

2の非公募の理由でございますが、大きく3点ございまして、1点目は、同財団は設立以来、町会、自治会や商店街、教育機関などと積極的に連携を図ることで、江東区の特色を生かした事業を展開しており、深く地域に根差し、コミュニティの一翼を担っていること。

2点目として、本区の財産である歴史文化資料を継続して収集保存、調査研究、展示、公開するための信頼関係の持続性や地域特性を踏まえた豊富な知識と経験を有する職員の確保と育成が不可欠であり、財団ではそれらに取り組んでいること。

第3点として、広域性を重視するとともに、経費削減に努めるなど、安定した行政サービスの確保を実現していること。

以上のことから、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するためには、財団に管理運営をさせることで、事業効果が相当程度期待できるものと判断し、江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条に基づきまして、非公募による選定といたしました。

続きまして、次ページの3の選定方法でございますが、(1)でございますが、事業計画書等に基づきます書類審査とヒアリングを通じた総合評価といたしまして、指定基準としましては、合計点が6割以上かつ、各細項目が4割以上であることを条件といたしました。採点は、共通項目を5段階評価で点数化しまして、施設特性に応じた重点項目を加点事由として2倍にカウントいたしました。

(2)の選定の経過につきましては、記載のとおりでございますが、本年2月より選定に係る専門部会を開催し、先月8月下旬の選定評価委員会におきまして、指定管理者候補者として決定がなされたところでございます。

次ページの4の選定結果でございますが、評価項目としましては、事業運営や施設管理など7項目を設定し、さらに細目を設け、全部で45項目設定いたしました。結果としましては、1人当たり305点満点中、平均で218.9点で71.8%となりまして、推薦基準をクリアいたしております。

続きまして、5の選定の理由でございますが、1点目としまして、同

財団は、コミュニティ、文化の振興を図ることで、地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的に、昭和57年の設立以来、区と共に文化行政の発展に寄与しており、各施設の条例に規定された設置目的や、区の長期計画の施策に沿った諸事業の実施が期待できる点。

2つ目としましては、これまで蓄積してきた専門的な知識と運営ノウハウ、またネットワークなど実績に裏打ちされた豊富な経験を持つ人的資源を有しており、コミュニティ事業や伝統文化事業の継続的、安定的な提供に努めている点。

3点目といたしまして、資料保存、活用の取組としまして、本区の財産である歴史、文化資料を継続して収集保存、調査研究しており、長期的な視点や地域特性を踏まえた豊富な知識と経験を有する職員の確保と育成が図られている点や、また、資料のデジタルアーカイブ化の提案が示されておりまして、資料情報を活用した新たな事業展開が期待できる点。

4つ目としまして、施設管理については、公平、平等な対応に取り組んでおり、安全対策や多様性への配慮など、利用者目線に立った運営をしている点。

また、5点目としましては、組織運営につきまして、適正な職員配置による人件費の抑制、また仕様書の見直しなど経費縮減に努め、また、寄附金等外部資金の受入れや、資料の有料貸付けなど、効率的な運営を行っている点でございます。

以上のことから、歴史文化施設の指定管理候補者として、公益財団法人江東区文化コミュニティ財団を指定したいと考えております。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長      本案について質疑願います。  
安部委員。

安 部 委 員      御説明ありがとうございます。

個人的には、コミュニティ財団で今までもやってくださっていて、問題を感じたことは一度もないので問題ないとは思いますが、基本的には、公益性を重視すべきと考えるとあまり非公募じゃないほうがいいのかなと思っているんですね。この選定の経過で見ると、最初に公募か非公募かを検討したということになっていますよね。もうその時点で非公募にしようといっって、それから続いているとなるとあんまり何かフェアじゃないという気がしちゃうんですけど、もう、この2回目以降は、非公募前提で話が進んでいたという理解で合っていますか。

本 多 教 育 長      文化観光課長。

青山文化観光課長 非公募の経緯ということでございますけれども、委員御指摘のとおり、この2ページの(2)の選定の結果のところの3月27日の第4回の評価委員会のところで、非公募の選定については了承いただいたところでございまして、こちらを非公募になるに当たりまして、やはりこれまでの実績が良好であるというふうに認められる場合には、そういった資料に基づきまして、そういったことが認められれば非公募にすることができるというふうになっております。3月の時点でそのような、これまでの実績等御説明しまして、非公募になったというところで、ただ非公募になったからといって、その後、財団のほうから資料のほう、応募提出書類をいただいております、それが、もし仮に基準に達しないというような状況であれば、それは、やはり候補者として選定されなくなるという可能性もやはりあるということでございますので、結果としては、その後の提出書類、ヒアリング等において、また改めて検討した結果、候補者としてふさわしいというふうになっているという状況です。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。よく分かりました。

もう一点ですね、もうかなりの程度、区に準じた団体に近いかなというふうな印象があるんですね。ちょっとこの財団を、多分、設立、勝手にされたわけじゃなくて、何らか江東区とそういう一定の目的を見ながら設立されたんじゃないかなと思うんですけど、その辺の何か経緯とかあったら教えてもらえますか。

本多教育長 文化観光課長。

青山文化観光課長 やはり、まず現に公益財団法人江東区文化コミュニティ財団となっておりますが、以前は昭和57年に地域の文化振興を図ることを目的に、昭和57年に江東区地域振興会として設立されまして、そして、江東区と共に文化センターの運営ですとかそういったところの文化行政を担ってきていただいたと。そして、平成18年度から指定管理者制度ができて、これまで4期20年の実績を歩んでこられたという状況でございます。スタートとしましては、昭和57年の地域振興会としての設立がスタートということとなっております。

以上です。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。

ということは、もう多分、今後もかなりの高い程度で同じようなこと

が続くと思うんですね。良好な関係で一定の緊張感を持ってやってもらったほうがいいとは思いますが、現状で、例えば現地には、文化観光課が分かりませんが、区の職員の方は常に常駐したりしていますか。

本多教育長 文化観光課長。

青山文化観光課長 現在、区職員につきましては、局長、それから管理課長、それから管理課のほうに主任級で1名の職員が派遣で行っているというところがございます。それ以外につきましては、以前は、ほかにも区から職員が行っていた時期もありますが、だんだんとプロパーといいますか、財団で採用された方が、例えば管理職のほうに上がられたりとかというような状況にはなっております。なので、一部職員は隣の江東区文化センターのほうに数名在籍しているという状況でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今、様々御意見もありましたけれども、この歴史3館、非常に素晴らしい施設ですので、しっかりと、決まったコミュニティ財団には管理していただいて、利用者増に向けて、また新たな提案をしていただけるように、文化観光課としっかりと連携を図りながら進めてもらえればなど思っています。

特に、深川江戸資料館は、外国からのお客さんもたくさん増えてきていたりとか、また芭蕉記念館は、俳句自体が外国の方々に好まれるようになってきたりしているところもあります。また、船番所資料館も、旧中川・川の駅と連携しながら様々広がりが見られるところもあるので、ぜひ新たな提案をしっかりとしていただけるように、文化コミュニティ財団とも関わりを持って、しっかりと進めていただければいいかなというふうに思っております。

それでは、お諮りいたします。

日程第9、日程第10及び日程第11につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

なお、文化観光課長につきましては、他の公務のためここで退席いたします。

次に、日程第1 議案第35号 令和6年度江東区一般会計歳入歳出決算に関する意見聴取を議題といたします。

本案について、事務局より説明を求めます。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第35号 令和6年度江東区一般会計歳入歳出決算に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和7年9月5日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一郎。  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長より意見を求められたため、本案を提出します。

それでは、資料1を御覧願います。

令和6年度江東区一般会計決算（教育委員会事務局）に基づいて御説明いたします。

資料中央下の記載のページで、1ページを御覧ください。PDFデータでは2ページとなります。令和6年度江東区款別決算総括を御覧願います。

6年度の区全体の歳入決算額は、左表、最下段のとおり2,696億8,648万2,865円、歳出決算額は、右表、最下段のとおり2,619億5,479万490円で、差引き収支は77億3,169万2,375円の黒字となっております。

次に、教育委員会事務局に係る決算について御説明いたします。

次ページの歳入歳出決算総括を御覧願います。

歳入決算額は左表、最下段のとおり69億3,050万8,510円で、予算額に対する収入率は98.7%であります。また、歳出決算額は、右表、最下段のとおり508億1,858万2,396円で、執行率は96.8%であります。

続きまして、3ページから5ページまでの歳入事項別明細書を御覧願います。

こちらは、教育委員会事務局の歳入各項の内訳について記載したものとなっております。

次に、6ページの歳出事項別明細書を御覧願います。

このページから最終ページまでは、教育費の歳出についての明細となりますが、主なものについて順に御説明いたします。

第1項教育総務費の決算額は266億9,581万318円で、執行率97.8%であります。第1目教育委員会費は、教育委員会委員の人件費及び委員会の運営に要した経費であります。第2目事務局費は、教育委員会の事務に従事する職員の人件費及び運営に要した経費であります。右説明欄下段の事業3、多様な集団活動利用支援事業では、幼児教育・保育の無償化の対象外で、小学校就学前の幼児を対象とした多様な集団活動の利用者に対して、国制度を利用して、当該施設を利用する費用の一部を補助したものでございます。

12ページを御覧願います。

第3目教育指導費、右説明欄上段の事業1、部活動振興事業では、休

日部活動の段階的な地域移行に向け、運動部及び文化部において試行事業を実施するほか、外部委員が参画する会議体を設置いたしました。

次ページを御覧願います。

右説明欄下段の事業1、適応指導教室事業では、学校内の教室以外の居場所にて不登校及び不登校傾向の児童生徒の支援を行う校内別室指導員を配置いたしました。

次ページをお願いいたします。

右説明欄下段の事業1、教育指導事務では、担任の業務を補佐するエデュケーション・アシスタントを全小学校等に配置いたしました。

次ページを御覧願います。

第4目教育センター費は、教育センターの管理運営に要した経費であります。第5目放課後支援費は、放課後支援事業等に要した経費であります。

次ページを御覧願います。

右説明欄中段の事業1、放課後こどもプラン事業ではきつずクラブ（B登録）の保留児童解消に向けた緊急対策として、定員を拡大いたしました。

次ページを御覧願います。

第6目放課後支援施設建設費は、放課後支援施設の整備、改修等に要した経費であります。右説明欄中段の事業1、きつずクラブ北砂増築事業では、保留児童解消のため、施設の増築に向けた実施設計をいたしました。

次ページをお願いいたします。

次に、第2項小学校費です。決算額は157億5,097万6,097円で執行率96.9%でございます。第1目学校管理費は、小学校の運営に従事する職員の人件費及び管理運営に要した経費であります。

1ページ飛びまして、20ページを御覧願います。

右説明欄最下段の事業2、小学校教育情報化推進事業では、ICT支援員の業務拡充を実施いたしました。

次ページを御覧願います。

第2目教育振興費は、就学が困難な児童の保護者に対する援助経費及び特別支援学級等の就学奨励に要した経費であります。第3目学校給食費は、学校給食の運営に要した経費であります。右説明欄最下段の事業1、小学校給食運営事業では、令和5年度に引き続き、区立小学校等における学校給食無償化などを実施いたしました。

次ページをお願いいたします。

第4目学校保健費は、教職員、児童の健康診断及び保健衛生に要した経費であります。第5目学校施設建設費は、小学校の整備、改修等に要した経費であります。

次ページをお願いいたします。

右説明欄中段の事業5、小学校校舎改修事業では、区立小学校における給食室エアコン未設置校へ順次エアコンを設置いたしました。

次に、第3項中学校費です。決算額は49億8,537万7,863円で執行率94.2%であります。第1目学校管理費は、中学校等の運営に従事する職員の人件費及び管理運営に要した経費であります。

26ページを御覧願います。

右説明欄中段の事業2、中学校教育情報化推進事業では、ICT支援員の業務拡充の実施及びテスト採点支援ツールを導入いたしました。第2目教育振興費、第3目学校給食費、第4目学校保健費の内容は小学校費とほぼ同様でございます。

28ページを御覧願います。

第5目学校施設建設費は、中学校の整備、改修等に要した経費であります。右説明欄上段の事業2、中学校校舎改修事業では、区立中学校における給食室エアコン未設置校へ順次エアコンを設置いたしました。

次に、第4項校外施設費です。決算額は4,509万8,941円で執行率88.1%であります。第1目校外施設管理費は、日光高原学園の維持管理に係る管理運営に要した経費でございます。

次に、第5項幼稚園費です。決算額は15億6,302万7,323円で執行率87.3%であります。第1目幼稚園管理費は、幼稚園の運営に従事する職員の人件費及び管理運営に要した経費であります。

次ページを御覧願います。

右説明欄上段の事業2、幼稚園等における未就学児の定期的な預かり事業では、幼稚園等において、未就学児を対象に空きスペース等を活用した定期的な預かり事業を実施いたしました。

次ページをお願いいたします。

右説明欄上段の事業3、幼稚園就園事務では、区立幼稚園で希望者に対して週1回の弁当給食を開始することに伴い、低所得世帯や多子世帯に対して副食費を補助いたしました。

次ページを御覧願います。

次に、第6項社会教育費です。決算額は17億6,321万1,622円で執行率97.5%であります。第1目社会教育総務費は社会教育に従事する職員の人件費及び家庭教育等に要した経費であります。

32ページを御覧願います。

第2目図書館費は、図書館の管理運営に要した経費であります。

以上、簡単でございますが、6年度決算の説明を終わります。

本多教育長 本案について質疑願います。  
安部委員。

安部委員 説明ありがとうございます。

補正とかしているからあれだと思っんですけど、ちょっと終わってみたら、想定と大分変わっていたなとか、想像以上にこういうことが分かったとか、何かあれば教えてほしいんですが。

本多教育長 次長。

青柳教育委員会事務局次長 おおむね例年の想定どおりに収まっていると思われます。

本多教育長 安部委員。

安部委員 分かりました。ありがとうございます。

本多教育長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。

日程第1につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

次に、日程第2 議案第36号 令和7年度江東区一般会計補正予算(第2号)に関する意見聴取を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第36号 令和7年度江東区一般会計補正予算(第2号)に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和7年9月5日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一郎。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長より意見を求められたため、本案を提出します。

それでは、補正予算(第2号)について御説明いたします。

資料2-1を御覧願います。次ページの令和7年度江東区一般会計補正予算(第2号)総括を御覧願います。

今回の本区全体の補正額は126億9,300万円の増額で、補正前の額に対して4.5%の伸びとなっております。歳入増の主なものは第18款繰入金63億2,870万3,000円でございます。歳出は第7款教育費が最多で91億3,066万1,000円。続いて、第2款の総務費、そして第9款の諸支出金の順となっております。

次に、教育委員会事務局に係る予算の補正について御説明いたします。画面表示2ページの(1)歳出事項別明細書を御覧願います。

今回、歳入の補正はやってございません。歳出は91億3,066万

1,000円の増額となっております。第7款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費の右説明欄、事業2、学校施設改築等基金積立金は、都区財政調整交付金の算定結果を受けて増額補正するものでございます。以上、簡単でございますが、7年度補正予算の説明を終わります。

本多教育長 本案について質疑願います。  
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。  
よく区報とかでも、1万円当たり何に幾らぐらい使った、1万円に換算するとみたいなお話が出るかと思うんですね。今回、前年より予算が結構増えていると思うんですね。これだけ予算が増えているのに、こどもは増えているのか減っているのか、要するに割として高くなっているのかどうなのかというのが知りたいです。

本多教育長 次長。

青柳教育委員会事務局次長 こどもの数は増えてはいないんですけども、事業が拡大しておりますので、予算も増えているというところはございます。なので、1人当たりの教育費は増えている傾向にございます。

本多教育長 それでは、お諮りいたします。  
日程第2について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを決定いたします。  
次に、日程第3 議案第37号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取、日程第4 議案第38号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則、これらは関連する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第37号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取、議案第38号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則。  
上記の議案を提出する。

令和7年9月5日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一朗。  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び第15条の規定に基づき本案を提出します。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 それでは、2件の議案第37号及び議案第38号について一括して御説明をいたします。

初めに、議案第37号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

資料3をお願いいたします。

この条例は、区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の範囲、金額及び支給方法等を定める条例でございます。

改正内容でございますが、公立学校の学校医等の公務災害補償の基準を定める国の政令が今回改正になりましたことから、該当する区の条例の補償基礎額の加算額及び介護補償限度額をそれぞれ改正するものでございます。

具体的な改正内容、項番の2(1)をお願いいたします。こちらに記載のとおり、公務災害時の補償の算定基礎となる補償基礎額に加算される扶養する親族に応じた加算額について、政令に準じて改正をいたします。

次に、(2)介護補償の限度額の引上げでございます。こちらにつきましても、公務災害によって常時介護を要する状態、または随時介護を要する状態になった場合の補償限度額について、政令に準じて改正をするものでございます。新旧対照表につきましては、この後2ページ以降に添付しておりますので御参照願います。

こちら、施行期日等につきましては、公布の日から施行し、令和7年4月1日以降の公務災害において適用するものでございます。なお、本区におきましては、これまで学校医等の公務災害の発生例はございません。

議案第37号については以上でございます。

続きまして、議案第38号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

こちら資料4をお願いいたします。

この規則は、区立学校の学校医等の公務災害補償実施に関し必要な事項を定める規則でございますが、先ほど条例で御説明したとおり、学校医等の公務災害補償に関する内容の一部改正に伴いまして、規則の中で定められております様式の中の扶養親族加算額の内訳欄を改正するもの

でございます。新旧対照表につきましては、2ページ以降に添付して  
ございますので、御参照をお願いいたします。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、施行日以降に支給す  
べき事由が生じた休業補償について適用するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきます  
ようお願いいたします。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。  
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。  
前回は伺ったかと思うんですが、一応確認ということで、公務災害と  
いうのはどういうもので、何かイメージ湧かない人がいるとあれかなと  
思って、共通認識したいので御説明いただけますか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 公務災害といいますものは、私ども公務員について適用されるもので  
す。いわゆる労働災害、勤務のときに、あるいは勤務に赴く途中、通勤  
時などにけがですとか負傷、事故など起きたことに伴って、負傷した場  
合に、その療養費、または休業中の給与等の補償をするという内容にな  
ってございます。学校医等につきましても、校務、学校に関する用務で  
それぞれ学校に赴く場合、あるいは学校内で勤務している、従事する場  
合の際にけが等を行った場合の災害補償、また、今回については介護補  
償とありますけども、例えば重度の負傷により介護が必要になった場合  
の補償額等をこちらのほうで規定しているという内容になってございま  
す。

以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。  
ほかいかがでしょうか。  
それでは、お諮りいたします。  
日程第3及び日程第4につきまして、原案のとおり決定することに御  
異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ございませんので、これを決定いたします。  
次に、日程第5 議案第39号 江東区立幼稚園教育職員の期末手当  
に関する規則の一部を改正する規則、日程第6 議案第40号 江東区  
立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則、これ  
らは関連する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項

の規定により一括議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第39号 江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則、議案第40号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。

令和7年9月5日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一郎。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 それでは、議案第39号及び議案第40号につきまして、一括して御説明いたします。

初めに、資料の5をお願いいたします。

江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則でございます。こちらは議案第39号、議案第40号共に共通してございますが、改正理由といたしましては、令和7年法律第5号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正の施行に伴う改正でございます。

内容といたしましては、育児部分休業について、従来、時間単位での取得となっておりましたが、それが日単位、1日単位での取得が可能となることから、これに対応するため、期末手当及び勤勉手当において、正規の勤務時間の一部を勤務しない場合の欠勤等日数の算定方法について規定するものでございます。

また、資料6をお願いいたします。

こちらは勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則でございますが、勤勉手当規則におきましては、取得形態の今回の変更に対応し、育児部分休業を勤勉手当規則第5条第6項の日単位及び時間単位で取得できる休業・休暇に加えるとともに、同第7項の時間単位のみで取得できる休暇・休業から削除するものでございます。改正箇所につきましては、それぞれ各議案2ページ目以降に新旧対照表該当箇所がございますので、後ほど御確認いただければと存じます。

本改正の施行規則につきましては、法律の施行日でございます令和7年10月1日からとなっております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。  
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。  
この勤勉手当、こちらは育児休業に関する法律の一部ということで、恐らく対象となる方にとってはより取りやすいというか、よくなっているという理解なんですけども、合っていますでしょうか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 まさにそういったお見込みのとおりでございます。これまでの育児休業というのは一定の期間を区切ったもの、それに対して育児部分休業ということで、必要に応じて取れるということで今までは時間単位だったんですが、それをよりもっと長いスパンで取れる、日単位で取ることが規定になったということで、利用される方にとっては細やかな御自身の御事情に応じて取得ができるような改正となったところでございます。  
以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。  
ちょっと心配するのは、そういうときって、個人の理由で細かく取れる分、細かく許可しないといけない、承認しないといけないということで、その辺は作業的には煩わしくなっていくのかなという気はするんですけども、その辺、何かフォローできるようなことというのは検討していますか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 こちら、やはり取得のときには部分休業ですので、そのたびごとの取得ということで、確かに細かく取るとその分煩瑣にはなりますけれども、取得の仕方としては、ある程度一定の期間の中で取得をしていくという、大きくまとめた形での取得の申請が可能になってございますので、そういった形での簡略化といいますか、効率化のほうの対応がなされているところでございます。  
以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。  
それでは、お諮りいたします。

日程第5及び日程第6につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

次に、日程第7 議案第41号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第41号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。

令和7年9月5日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一郎。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき本案を提出します。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 それでは、議案第41号について御説明いたします。資料7を御覧ください。

改正案の概要としましては、江東区職員の育児休業等に関する条例の改正により、これまで部分休暇が正規勤務時間の始めまたは終わりにおいてのみ取得できるようになりましたが、この改正により、勤務時間中いつでも取得できるようになるものでございます。改正内容につきましては、正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいてのみ取得できるとされていた制限を削除するものでございます。

施行期日は令和7年10月1日からとなっております。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本多教育長 本案について質疑願います。

よろしいでしょうか。

お諮りいたします。

日程第7につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

次に、日程第8 議案第42号 江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第42号 江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。

令和7年9月5日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 議案第42号について御説明いたします。

資料8を御覧ください。

まず項番1、夏季休業期間の変更についてです。昨今の夏の期間の気温上昇に伴い、教育活動における熱中症のリスクが高まっており、子どもが安心安全に教育活動を実施するため、夏季休業期間を見直しするものでございます。現状として、標準授業時数は十分に実施することができており、過度な授業時数の実施を軽減するために、夏季休業期間の変更をいたします。さらに、コロナ禍において長期休業の特例的に定めた条文を削除することといたします。

項番2、改正内容についてです。小学校、中学校及び義務教育学校に関しては、夏季休業期間の記載をこれまで7月21日から8月24日までとしていたところ、8月31日までといたします。幼稚園につきましては、7月21日から8月28日までとしていたところ、8月31日までといたします。新旧対照表につきましては、2から3ページについて記載しております。

施行期日につきましては、令和8年4月1日を予定しております。

報告は以上です。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本多教育長 それでは、本案について質疑願います。

鈴木委員。

鈴木委員 これ、夏休みが延びたということで、スタートが9月1日になるということなんですけど、これに対して先生方、または子どもたち、それから保護者の皆さんが新たな対応をしなければいけないとか、何か今までと違うよと、こういうことをやってもらわなきゃというのは、何かそういうものがあれば教えていただきたいんですが、それとも今までどおりかどうかということ。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 まず、学校教員につきましては、授業時数をしっかりと実施ができるように計画を立てていく必要があると思っております。現時点でも校園長と調整を図りながら、そういったものが実施できるように進めていきたいと思っております。また、子どもたちに関しましては、5日間、夏休みが延びることで、その期間にこれまでやれなかったことに取り組むですとか、行事なども、その期間に実施しているものに参加するだとかということが予想されております。保護者につきましては、丁寧にこの内容につきましては、御理解いただけるよう周知していきたいと思っております。

以上です。

鈴木委員 分かりました。

本多教育長 安部委員。

安部委員 一応、計算すれば分かるかもしれないんですけど、授業時程は何コマぐらい少なくなる、年によって若干、暦によって違うとは思いますが、何コマぐらい少なくなるという想定でおりますでしょうか。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 おおむね5日間休みが延びるという想定で、1日大体5時間授業ということですので、5掛ける5で25コマ減るような状況は把握しております。そこにつきましても、その他の日で実施できるように工夫していく予定です。

本多教育長 安部委員。

安部委員 今回は、特に例えば土曜日授業を実施するとか、6時間を増やすとか、そういうのはなく、バランスを取ることが可能だということで、単に日数を変えるというふうな認識だったんですけども、今のお話ですと、この25コマをどこかで調整するというふうに聞こえたんですね。それは、例えばどういう感じになりますか。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 現在、学校とやり取りをしておりますけれども、例えば中学校においては定期考査の期間に、テストが終わった後には下校していただければ

ども、その後、授業を行って授業時数を確保するすとか、あと、夏季休業明けの1日目は給食を食べずに下校している日もあったかと思うんですけども、そういった日も給食を設定して授業時数を確保するなど予定しております。土曜授業につきましては、今のところ実施しなくても授業時数は確保できるというふうに予定しております。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。

ちょっと私の認識が違っていたんですね。単に削っても、今のままで行けるという認識ではなくて、減った分はどこかで調整するんだという理解をしましたが、合っていますか。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 カレンダー上、来年と再来年につきましては、授業日数が極端にこれまでよりも少ないような日程になっておりまして、その2年につきましては、改めてそこの辺を工夫しなきゃいけないというような捉えです。それ以降は、通常の206日ですとかそういったものが取れるので、委員がおっしゃったように、改めて時間を確保する必要はないのではないかと考えております。

本多教育長 よろしいでしょうか。

そもそも学習指導要領の考え方が、年間35週での考え方でありまして、学校自体は40週以上確保ができているというところもあるので、安部委員がおっしゃったように、特段困るということではないというのは事実です。しかしながら、今までゆとりを持ってやっていたところを少し変えていくとか、そういったふうになるというところはあるかなと思っています。

ただ、こどもたち、それから先生方、この夏休みを延ばしたことがプラスになるようにしていかなければ意味がないので、そういった部分では、このことによって、例えば学校が忙しくなるとか、こどもたちに負担がかかるかということではいけないと思っていますので、そのところがうまくできるように、先ほど指導室長から報告があったように学校とやり取りを細かくしているというふうに御理解いただければと思っています。

いずれにしても、今、検討している新たな教育推進プラン・江東においても、こどもの視点に立ったウェルビーイングということを大事に考えていこうとしていますので、これがプラスにいくような形で今から丁寧にやっっていこうと思っていますし、また、地域行事も、例えば、先般

行われました亀戸地区祭りも8月31日に行われていたわけですが、学校が始まるのが9月1日となれば、夏休み中のお祭りという形になるだろうと思っていますし、そういったところでは地域の皆様のほうにも情報をしっかりと提供していかなければいけないなということで、この時期の変更という形にさせていただいたというふうに御理解いただければと思っています。よろしいでしょうか。

それでは、日程第8についてお諮りいたします。

日程第8につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

これより報告事項に入ります。

初めに、報告事項1 (仮称)教育推進プラン・江東(第3期)策定に係るこどもからの意見聴取の実施結果についてを説明願います。

庶務課長。

瀧澤庶務課長 それでは、こどもからの意見聴取の実施結果について御説明をいたします。

資料10-1と10-2がございますが、10-2が実施報告書となっておりますので、そちらを御参照願えればと思います。

こちらには、それぞれ出された意見のまとめや、実施した際の写真など詳細が記載されておりますので、こちらに沿って御説明させていただきたいと存じます。

令和5年4月に国で施行されましたこども基本法に基づき、こどもが計画の策定過程に参画できる機会を設け、今般、計画改定作業をしております教育推進プラン・江東に、こどもの意見を反映させるものとしての今回実施となっております。

6月から7月にかけて3つの手法で実施いたしましたので、その実施結果についての御報告でございます。初めに3つの手法のうちの1点目です。こども教育委員会でございます。

実施報告書は資料10-2でございますが、ページ数で言いますと、PDFで言えば3ページ目、こちらの資料のページで言えば1ページ目からの内容となっております。この後、御説明では、資料のページ数に沿って説明をさせていただきます。

一般公募により区内在住・在学のこどもから参加者を募集し、学習、生活、環境、先生の4つのテーマについてグループワークによる意見交換、また発表を行ったものでございます。江東区文化センター及び豊洲文化センターにおいて実施し、参加人数はそれぞれ1回目、江東区文化センターが小学生17名、中学生6名。第2回の豊洲文化センターが小学生27名での実施となっております。

実施報告書8ページから意見のまとめと分析、また14ページからは、それぞれ子どもたちが取り組んでいる際の写真を掲載しておりますので御参照ください。こちらのワークショップ開催につきましては、ファシリテーター、進行役といたしまして、教育長、また、本区指導主事により行ったところでございます。それぞれ写真のほうを御参照いただければと存じます。

次に、手法の2点目、江東教育七夕まつりでございます。実施報告書は30ページに概要を記載してございます。特別支援学級及びブリッジスクールに通う児童生徒を対象に短冊を模した意見シートに記入し、笹を模した模造紙に自由に意見を貼り付けてもらう形で、七夕飾りを作成いたしました。特別支援学級設置校では小学校13校、中学校8校、また、ブリッジスクール3教室で実施いたしました。実施報告書32ページから各学級の意見の概要まとめ、また、36ページから各学級、教室で作成した七夕飾りの写真を掲載してございますので、御参照いただければと存じます。

最後に、手法3番目、江東区こども議会です。

実施報告書は48ページからとなっております。7月16日に江東区議会本会議場をお借りし、区立中学校代表として各校の生徒会役員がこども議員となって、教育政策への提案発表と、教育長をはじめ、教育委員会事務局の管理職と意見交換を行いました。実施報告書では、全6グループそれぞれの提案内容や教育長の講評などまとめたものを掲載してございます。

以上が3つの取組でございます。各取組で出された意見については、取りまとめ、分析を行っておりますが、この後、報告いたします教育推進プラン（素案分野別計画）の中にも取り入れておりますが、各取組の状況や意見を反映した部分などをプランの中でどう見せていくかについては、今後検討してまいります。

なお、各取組につきましては、9月11日発行の「こうとうの教育」第47号で特集いたします。また、こども議会の当日の動画につきましては、区の公式ホームページでも御紹介いたしますので、ぜひ御覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長      本件について質疑願います。  
安部委員。

安 部 委 員      ありがとうございました。

これを読んでいて、すごい面白いなと思いました。ちょっと1点だけ質問というか、全部で3つありましたよね、こどものワークショップと七夕まつりとこども議会ということで、七夕まつりは長くできるのかと

いうのと、こうやって広く意見をもらえるのは形として素晴らしいなと思ったんです。なので、こういう意見を集めるためにはいいなと思いました。こども議会も、それぞれの学校の生徒会の子たちからのお話、意見をいただけたので、反映しやすいかなと思ったんですが、このワークショップについては、ちょっとワークショップ形式なのであんまり人数を集めてもあれかもしれないんですが、小学生が17、1回目、2回目が27人ということで、ほかの七夕とかこども議会の中学生の数で比べると小学生の全体の数に比べてちょっと圧倒的に少ないのかなと。N数といいますか、意見の数ですね。なので、もう少し意見を取れるとよかったのかなという気も、やり方はいろいろあると思うんですけども思ったんですが、その辺、いかがでしょうか。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 ありがとうございます。

確かに、こちらワークショップの人数、ほかのところに比べて少ないということがありますが、こちら一般公募で皆さん募集してきていただいた方で、ワークショップ、いわゆるグループでの形式で意見を出していただくということで、人数をある程度絞った形といいますか、我々としては、この各回30名定員ということで想定したところでやってまいりました。

こちらの内容につきましては、こちらの意見のまとめを御覧いただければと思うんですけども、各4つのテーマで実にいろんな、実際に自分たちが学校で生活している、あるいは学習している中で、自分たちの思いをすごくまとめて、それぞれが発表しているという内容になってございます。確かに、母数としては少ないんですけども、いただいた意見として、やはりこどもたちのリアルな、ふだんの生活の中で疑問に思っていることとか、改善してほしいと思っていることのある意味生の声をすごくもらえたかなと思っております。こちらにつきましては、ほかの手法と併せて、これからプランの中でもこどもの声ということで反映させていければということで進めておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

本多教育長 鈴木委員。

鈴木委員 こども議会なんですけど、これ、終わったんですけども、課長、これ、終わってみて、江東区のこどもたちの考え方、どんなふうに感想を感じたかお聞きしたいです。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 こども議会、こちら6グループに分かれて、それぞれ事前に各生徒がオンライン等で意見交換して、この提案書、実際はパワーポイントで資料を作って、本会議場にモニターを持ち込んで、それを出しながらの発表ということで、それぞれ6グループからの意見を出されたところがございますけれども、まず、一番思ったのは、もうそれぞれの方がすごくよく検討されていて、先ほどの繰り返しにはなってしまいますが、日々疑問に思っていること、学校生活を通じて自分たちで課題と思っていることをしっかり持って、それに対して改善していく、こうあるべきだということをきちんと発表、それぞれできていた。各グループともやはりその発表の仕方とかでもすごく工夫をされていて、ふだんからそういう発表の仕方についての授業等でも学んでいるところがあるのかなというところや、その発表の内容についても日々疑問、課題意識を持って臨んでいるんだなということがすごく強く感じられました。

また、御承知かと思いますが、やはり本会議場というなかなかふだん入れないところで大きなところで、そういう中で発表するというのは当然緊張も伴うとは思いますが、その中でも立派に発表されていて、自分たちはこうしていきたいんだというのを、まさにちょっと主観にはなってしまいますけど、皆さんがすごく自信を持って発言されていたというところで、意見も大変に有益であるから、我々としても受け止めていくべき大きな内容があったのかなというふうに感じてございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 鈴木委員。

鈴木委員 私も先日ビデオを見せていただいて、いや、すごいなと実は思って、江東区の中学生立派だなというふうに感じました。これ、江東区の教育の成果だというふう思うんですけども、ぜひ毎年、続いていけるような事業になってほしいなと希望いたします。

以上です。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。  
ほかいかがでしょうか。  
安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。  
こちらは、やっぱり広くこどもという観点で意見を取る1つの考え方なんですけど、ジュニアリーダーも社会教育活動としてかなり活動してくださっていて、今、初級、中級の申込みもどんどん増えているんです。

研修会どうしようかという場所の問題が悩ましくなるぐらい募集が来ている状況なんです。卒業して行って、上級クラスを終わって、こどもたちに指導するようなジュニアリーダーも、全員ではもちろんありませんけれども、残ってくれている子たちは本当にいい子というか、将来を担ってくれるなというのを期待できるような子たちが多いんですね。そういう方々も集めて、何か意見をもらえるような場みたいなものを、もう皆さんのところに何か共有できたら、これも何か参考になるんじゃないかなとちょっと思ったので、御検討いただければと思います。

本多教育長      ありがとうございます。  
                  ほかいかがでしょうか。  
                  大久保委員。

大久保委員      私、今回傍聴させていただいたんですけれど、こども議会。本当に、こどもたち輝いていました。ほかの子を見る目も輝いていました。あと、質問、議題に対して、指導室長や課長が答えていることで、教育委員会自体が、やはりこどもたちが疑問に思ったことを常に話し合っているときっと分かってくれたんじゃないかなと思って、いろんな興味、教育委員会とか、自分たちのことを考えてくれている大人たちのことも興味が出たんじゃないかなと私は傍聴していて感じたので、これはいろんな中学生にも、みんなの発表はたくさん見てもらえたらいいなと思いました。

本多教育長      ありがとうございます。  
                  ほかいかがでしょうか。  
                  浅野委員。

浅野委員      私も、こういう機会をこどもたちに与えていただけるところは、江東区のこどもたちに対する熱意がすごく感じられて、もっといろんな子たちも、毎年やることによってそういう発表ができる。だんだん全体に訴えるということがとても大事な時代になってくるので、こういう機会をこどもたちに与えられるということはいいことだなと思いました。ぜひ今後も継続していかれるといいと思います。

本多教育長      ありがとうございます。  
                  今、各委員から御意見いただきましたけれども、実際にやってみてよかったなというのは実感です。  
                  各委員からもいただいたように、江東区のこどもたちすばらしいなというのを改めて実感しましたし、それにつきましては、もう各学校での先生方の御指導と御家庭での保護者の方々の御指導というところがやっぱりあるなというふうに思っています。やっぱり大事なものは、主役はこ

どもだということなんですね。そういった部分では、こどもの声を直接聞くというのはすごい大事なことで、やっぱりそこが今回、大きな我々としても学びの場だったというふうに思っています。

そんな中で、こどもたちの意見の中には、我々が実際にやっていることなのにうまく伝わっていないなということも実は実感としてあったので、ここは学校とさらに連携を図りながら、しっかりとこどもたちのところに届けていくということが、やっぱり大事だなというのは感じたところでもあります。

また、こども教育委員会の在り方についても、安部委員から御意見いただいたところですが、こども教育委員会は、実は私立学校に行っているお子さんとか、江東区に住んでいて国立学校に行っているお子さんとか、要するに江東区の区立学校に行っていないお子さんの御意見も聞ける場なので、実際に私立に行っている方が参加したりとか、そういったお子さんもいました。そういったところでは広く声を丁寧に拾っていく場として、いろんな形を整えていく必要があるなというふうに思ったところでもあります。

今後、さらにいただいた御意見をしっかりと生かしていかなければいけないので、そこが大事ななというふうに思っていますので、こどもたちの思いを受け止めて、前に改善を進めていければなというふうに思っているところでもあります。

それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項2（仮称）教育推進プラン・江東（第3期）素案について説明願います。

庶務課長。

瀧澤 庶務課長　それでは、教育推進プラン・江東（第3期）の素案について御説明をいたします。

初めに資料1-1-1をお願いいたします。

まず、1、概要でございますが、前回の教育推進プラン・江東（第2期）からの改定の作業の中で、現在、第3期に向けて検討しているところでございますが、こちらの推進プラン（第3期）骨子を以前に策定したところでございます。この策定いたしました骨子の枠組みを踏まえながら、各施策の取組について具体的な内容をまとめ、今般、分野別計画という形で策定したところでございます。

それでは、この分野別計画素案の内容について、各個別の項目について御説明いたします。

資料1-1-2をお願いいたします。

こちら資料1-1-2が素案分野別計画でございます。初めに表紙がございまして、次のページ、こちら、資料は1ページからの記載になってございます。PDF表示が、表紙がついておりますので、PDFでは2

ページ目となっております。この先の説明、資料のページ数に沿って御説明をしていきたいと存じます。

初めに、1ページ目、2ページ目につきましては、計画を推進するための視点として、計画全体の策定に当たり、前提となる視点、こちら2点、教育DXの推進、また、次のページにこどもの視点からのウェルビーイングの向上、この2つを初めに掲げてございます。これは、本計画の全ての分野、内容について共通する前提となる視点でございます。

次の3ページ目から各施策に準じた個別の分野別計画の内容となります。ページのレイアウトにつきましては、最初のページに大きな項番1ということで、こちらの分野別の方針の内容、現状、課題、成果指標、また、教育に関する意識調査、昨年度実施したものの内容についての記載がございます。そして、次ページに基本方針、また施策として、それぞれ個別の分野別計画の内容を記載しておるところでございます。

こちら4ページ、基本方針1から内容となっておりますが、こちら分量多くなっておりますので、本日の御説明におきましては、構成を見直した点、あるいは、第2期プランから新たに記載した点について、トピックスとなる部分を中心に御説明させていただきたいと存じます。

こちら御参照いただいております4ページ、こちらが分野の1、確かな学びから、基本方針1でございます。施策の(1)から(3)については、こどもの主体的な教育について、それぞれ具体的な内容を記載してございます。

なお、施策の(1)こうとう学びスタンダード(ネクストステージ)の定着となっておりますが、こちら、以前お示しをした骨子の中では、スタンダードの推進という記載になってございましたが、取組内容を検討する中で、定着のほうの方が方向性としてふさわしいという判断をいたしましたことから、今回、定着という記載に変更させていただいたところでございます。

続きまして、5ページ、基本方針の2、生きる力を育む特色ある教育でございます。こちらが基本方針2、施策の(4)、施策の(5)につきましては、第2期プランから体系を見直してあることから、さらに第1期プランから内容を踏み込んだ記載となっております。また、下の基本方針3施策の(7)では、幼児教育について、今回明記したところでございます。

次の6ページ、コラム、掲載内容未定となっております。こちら、記載内容については、今後検討していく予定でございます。

続きまして、7ページ、分野の2、豊かな心でございます。現状、課題等については記載のとおりでございますが、次の8ページ、基本方針の4、人権を尊重する心の育成のうち、施策の(10)多様性を認め合う教育の推進というところで、インクルーシブ教育の理解促進の教育、また施策の(11)には、いじめ防止に係る取組の充実として、A c t

i o n 2 4をテーマに、いじめへの対応、児童生徒の主体的な取組等について記載しておるところでございます。

続きまして、9ページ、3、健やかな体でございます。次のページに、基本方針、それぞれ6、7と記載してございますが、基本方針6の施策の（17）で、区内スポーツ施設等における運動体験や競技観戦、また、アスリートとの交流機会、また、施策の（19）では、地域の食文化について、こちら、こども議会の意見も取り入れた記載となっております。

次のページ、11ページでございます。

4、個に応じた教育です。12ページのところで、それぞれ基本方針に基づいた施策、取組内容を記載してございますが、このうち施策の（20）個性や能力に応じた教育の推進のうちの黒丸の2つ目で、児童・生徒一人一人の個性や能力に応じた支援の充実を図るということを明記してございます。また、施策の（21）では、KOTOこどもかがやきプランに基づいた内容について記載するとともに、不登校対策について記載しておるところでございます。また、基本方針9の施策（22）におきましては、教員に対しての合理的配慮やインクルーシブ教育の理解等の促進について記載してございます。

次の13ページでございます。

基本方針10にございます施策の（25）多様な学びの場の整備では、オンライン配信やバーチャルなどデジタルを活用した学習環境の整備につきまして、また下段、基本方針11、施策の（29）につきましては、文化理解や支援の促進として、本区や日本の伝統文化の体験、理解する機会を設ける等、地域や自国に誇りを持つとともに、他国を尊重する態度を養うことや、様々な国や地域にルーツを持つこどもたちがそれぞれの文化等を理解し、多文化共生社会の担い手となるよう取組を支援することを記載してございます。

次の14ページに、コラムといたしまして、KOTOこどもかがやきプラン、また、A c t i o n 2 4について記載してございます。

次の15ページが、5、丁寧な相談でございます。

次の16ページ、施策の（33）下段になりますが、こちらでA c t i o n 2 4の推進といたしまして、それぞれA c t i o n 2 4に基づいた取組を記載するとともに、SOSの出し方教育についても明記いたしました。

次に、17ページ、お願いいたします。

分野の6、施設の整備・充実でございます。それぞれの取組内容を次の18ページに記載してございますが、施策の（35）におきまして、改築、改修時の校舎のバリアフリー化、また、施策の（37）ICT機器の充実につきましては、GIGAスクール構想の次期展開、いわゆるNEXT GIGAに向けての環境の整備を記載したところでございます。

す。

次に、19ページをお願いいたします。

分野の7、安全安心・居場所づくりでございます。20ページにそれぞれ取組内容を記載してございますが、施策の(40)におきまして、ニーズに応じた居場所づくりとして、児童館等との連携、また、施策の(42)で、学校の防災、防犯機能の強化、また、施策の(43)で、安全教育について具体的な内容を記載しているところでございます。

次の21ページからが、分野の8、地域・家庭でございます。

22ページ、基本方針18において、それぞれ内容を記載してございますが、施策の(48)で部活動の地域展開について記載しております。

また、次の23ページ、施策の(51)では、関係事業との連携として、ヤングケアラー支援など関係事業や他部署との連携について記載してございます。

1ページ飛びまして、25ページからが分野の9、学校・教員でございます。各取組内容、26ページ、次のページに記載してございますが、施策の(57)で、教員の業務サポートとしてのDX推進等、また、施策の(58)で校務のDX、また、外部人材との協働による負担軽減について記載してございます。

最後に、分野の10番目、27ページになります。

図書館・大学・企業等でございます。取組内容、次ページからにございますが、施策の(59)で、具体的な図書館機能の強化について、施策の(61)では学校と学校図書館との連携について記載してございます。また、施策の(63)一番下の段になりますが、包括連携協定等に基づく連携といたしまして、大学、企業等との連携について記載してございます。

大変駆け足となりましたが、分野別計画の概要は以上になります。

今後のスケジュールでございますが、こちらの報告を踏まえ、引き続き、策定検討委員会のほうで検討を進め、11月に策定委員会でこの素案を確定した上で、12月にパブリックコメントを実施、そして最終的な修正を踏まえて、本年3月にこちらの案を確定したいという予定で進めていきたいと考えてございます。

簡単ではございますが、説明は以上になります。よろしく願いいたします。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

鈴木委員。

鈴 木 委 員 基本方針17の学校の安全の推進なんですけれども、暴漢者が入ったとかという事件が、よく他区で起きておりますけれども、本区が考える学校の防犯対策の課題とそれから対策とございますか、これはどのように

お考えになっているかちょっと教えていただきたいと思います。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧澤 庶務課長 学校の安全対策でございます。まず基本的に、今現在、本区においてもやはり登下校時は開門して、教員が朝、見守りに立ってございますけれども、それ以外の時間帯は、原則として閉めていただく、そして、今、電気錠またインターホンでの開錠で管理してございますので、まず、入り口においてきちんと不審者対応、防いでいくというところ、こちらを現在実施しておるところでございます。

昨今、先日もありました立川市の状況でございますけれども、やはり課題といたしましては、これ全国的にもそうですけれども、やはり、まず不審者といいますか、学校関係者以外の者が入ってこられないようにするという体制、まず、そこで今もう本区は電気錠等で管理しておりますけれども、一方で、今回、立川市の事案というのがなかなか難しいところとして、基本的には保護者と一緒に入ってきていて、学校内でいわゆる危険行為といいますか、子どもたちに危害を加えるような行為を行ったというところで、なかなかそういった方を、じゃ、侵入を防ぐかという、入ってくる際に保護者ですので、きちんと確認した上で、本区でもそうですけど、学校のほうに入らせていただいておりますけれども、その中でそういった危険な行為をした場合の対応ということで、立川市でも教員が適切に子どもたちを避難させて安全な対応していて、最後に取り押さえるということをしたということでございますが、本区におきましても、学校内にいわゆるさすまたの装備ですとか、あとそれぞれの学校で訓練ですとか安全対策についての検討している、実際に実施訓練していただいたということで進めております。

こちらについては、引き続きやはり防犯対策というところで、今の現状のものを進めながら、あとは学校内で、いわゆる教員に限らず学校用務ですとか、いろんな学校関係者がいますので、常に、いわゆる警備といいますか、見ていくということ、やはり不審者かどうか、侵入があるかどうかというのはやはり人間の目で確認していくことが一番確実なところでございますので、引き続きそういうところを進めていただくとともに、やはりそういった訓練、万が一何かあった場合のものということで、引き続き進めていければということで、また、こちらのほうでも防災力、防犯力の強化ということで記載させていただいたところがございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 鈴木委員。

鈴木委員 この間、その立川の話も見ていて、2階まで上がられちゃって、それで教室の中の鍵を閉めて入れさせないようにするというようなことで、先生方もけがを負ったという事件がありましたけど、やっぱり入り口のゲートをくぐろうと思えば、またいでくぐれるので、あの程度だったら、やっぱり入り口のところでの対応をもっと厳しく、用務員さんとか、学校の先生は教室で授業をやっていらっしゃるの、やっぱりそれ以外の協力が必要じゃないかと、そこで止めれば、2階まで上がってこないんじゃないかという気はしたんですけども、本区は、その辺の用務員さんとか、職員さん以外の連携協力というのはどのようにお考えでしょうか。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 まさに、その安全、不審者の侵入を防ぐというのは、まさにやはり校門、入り口のところできちんと不審者かどうかというのを確認できる体制というのが重要かと思っています。

本区におきましては、用務ですね、委託また区の直営の職員もいますけれども、用務の業務の中での受付業務をしていくということで、各学校とも受付ございますけれども、そちらのほうで適宜受けを行うということで、用務の業務内容にも入ってございます。

まずは門の施錠というところ、まずは入りづらい環境をつくるというのが1つ大事なんですけど、また一方で、学校というものはやはり地域に開かれていく、そういう方向性といいますか姿勢も大事でございますので、じゃ、例えばすごく高い壁をつくって、完全に目隠しして、ある意味、もう不審者が完全に入り込めないような状態をつくるというのが、それもまた、学校として適切なのかという、これはちょっとなかなか難しいところもありますので、やはり今委員からもお話しありましたとおり、人間の目ですね、大人の目、また防犯カメラも各学校配置されていますので、そういったものを使って、直接的にそういうものでの確認をしていくものはありますけれども、先ほども申しましたようにやはり抑止力、学校に入ったときにそういう不審者として入った場合にすぐ発見されて、あるいは逮捕、通報されるんだというような、そういう状況づくりをきちんとして、不審者が入りづらい、また不審な行動しづらい状況をつくっていくというのも大事だと考えてございますので、引き続き、そのような形で進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

本多教育長 ありがとうございます。

今意見があった安全のことについては、やはりできることに限界があるところもあるので、大事なのは、やっぱり地域の方々との連携とか、

警察との連携とか、そういったところで本当に多くの方々に見ていただくということも大事だなと思っています。例えば、地域の方々にも子どもたちの下校時刻のときに気をつけてもらう、気にかけてもらうことだったりとか、また、学校の近くの方で、あれ、変な人がいたねという情報をいただいたりということもとても大事なことだと思いますし、また、警察とも連携を図りながら、やっぱり見回りでありますとか、そういったことをしていただくとかということも大事だと思いますので、今後、そういったところもさらに強化していかなければいけないなというふうに思っております。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

次に、報告事項3 令和7年度夏期休業中の幼児・児童・生徒の状況について説明願います。

指導室長。

金指指導室長 それでは、令和7年度夏期休業中の幼児・児童・生徒の状況について御報告いたします。

資料の12を御覧ください。

まず、項番の1、学校（園）の教育活動に関わる事故、けが等についてですが、大きなけが等につきましては、小学校が1件、中学校はゼロ件でした。熱中症につきましてはゼロ件です。

次に、項番2、学校行事等でございますが、宿泊行事については、小学校5年生が参加する林間学校、臨海学校として全校が実施いたしました。中学校では1校が宿泊での防災訓練を実施いたしました。また、中学校の生徒海外短期留学は7月19日から7月29日までの11日間で行われました。

最後に、項番3、学校（園）の教育活動以外での事故、けが等についてです。交通事故が4件、けが等が35件、熱中症が34件、その他が12件となっております。その他の内容といたしましては、警察や児童相談所への一時保護などが主な内容となっております。いずれもそれぞれ対応している状況です。

報告は以上となります。

本多教育長 本件について質疑願います。

安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。

今回は、幼児、児童、生徒ということではいただいているんですけども、この間、教職員の先生方で、こういった熱中症ですとか、けがですとか、そういったのは特に大丈夫だったのでしょうか。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 こちらの大きなけがや病気ということでは情報が上がっていないような状況でございます。

本多教育長 ほかいかがでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項5 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定）を説明願います。

教育センター所長。

木内教育センター所長 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定）について報告いたします。

資料14を御覧ください。

和解の相手方は江東区民です。令和6年12月8日午後9時頃、教育センター内のコミュニティ広場で母親と当時8歳になる娘さんが遊んでいたところ、娘さんが広場北側にある茂みに入っていく、一部蓋が外れていた雨水ますに落下してしまいました。娘さんは自力で上がってきましたが、その後、娘さんを追いかけてきた母親が落下し、その際、一部外れていなかった蓋に接触した左大腿筋を挫傷してしまいました。娘さんには目立った外傷はありませんでしたが、お二人の靴に損傷を与えてしまいました。なお、雨水ますの蓋が外れていた理由は不明です。

和解の内容につきましては、区は相手方に対し、項番5にある損害賠償額の支払い義務があることを認め、損害賠償額を支払い、本件に関して、双方とも裁判上及び裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないことを相互に確認するというものです。損害賠償額は、治療費及び靴の修繕費などで75万9,878円です。つきましては、再発防止に向けて、コミュニティ広場から雨水ますに通じる茂みの中にカラーコーンを置き、進入禁止の注意喚起の貼り紙を貼るとともに、1日3回、定期的に施設の設備担当者が見守りを行い、蓋が外れていないことを確認しております。

報告は以上です。

本多教育長 本件について質疑願います。

安部委員。

安部委員 説明ありがとうございます。

これ、すごく微妙で、この件があったからということではないんですけども、このコミュニティ広場の扱いについて、ちょっと今後相談を

したほうがいいのではないかというか、これはそもそもどういう場所なのかということが、僕はちよつともともと疑問で、ここは公園ですか、どういう扱いという認識でしょうか。

本多教育長 教育センター所長。

木内教育センター所長 コミュニティ広場ということなので、地域の方の憩いの場所であり、地域の方の避難場所等として活用しております。遊びという部分につきましては、憩いの場所であるので、こどもが適切な活動するといったようなことはあります。ただ、公園かどうかという定義は、非常に難しいところではありますが、地域の皆さんが安全に使えるように、ボール遊びなどは禁止しております。

以上です。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。

かなりの程度、公園に準じている場所にしか見えないので、河川公園課が担当したほうがいいのではないかとというぐらいの気持ちでして、何も教育センターさんが常にチェックしなきゃいけないのかと言われると、何かそれもそれですらないのではないかなという気がしています。センターの奥にあるから、同じ敷地だろうと言われるとそうかもしれないんですけど、植栽とかも同じですし、やることは公園と同じようなことをしているのかなと思うので、責任のこともいろいろあると思いますし、何か相談いただいたほうがいいのかなとちよつと思ってしまうんですが、その辺はいかがでしょうか。

本多教育長 今、安部委員からいただいた意見はちよつと貴重な御意見かなというふうに思いました。コミュニティ広場ということで、様々な地域の方が使えるように、要するに憩いの場として設定はしているんですが、今回のようなことが起きると、やはり我々が想定する時間外に入られていて、そこで遊ぶということもあったということですので、例えば、施設については、警備員の方がいて管理しているところもありますので、今後ちよつとどういった形で、要するに事故を防ぐかということであったりとか、トラブルを防ぐかということもありますので、ちよつと今後そういった今回のことを基に検討はしていく必要があるかなというふうに思いますので、御意見を今後に生かしていければと思います。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

次に、報告事項6 第三次江東区こども読書活動推進計画の進捗状況について説明願います。

江東図書館長。

吉木江東図書館長 それでは、報告事項6 第三次江東区こども読書活動推進計画の進捗状況について御説明いたします。

資料の15を御覧ください。

図書館では、令和4年3月に第三次江東区こども読書活動推進計画を策定し、こどもの読書環境の充実に取り組んでおります。今回は令和6年度の取組実績について御報告いたします。

項番1の計画の概要は記載のとおりでございますが、計画期間は令和4年度から7年度までの4年間となっております。

項番2、区が目指すこども読書のかたちでございますが、本計画では、全体目標を、こどもたちが本に親しみ、豊かな未来を生きる力を身に付けるとしております。この全体目標の下、(1)から(3)に記載のとおり、乳幼児や小中学生等の各対象別に、絵本や読書の関わりについて定めております。各種取組の進捗状況の詳細につきましては、別紙としてまとめておりますが、令和6年度の主な取組実績を項番3の令和6年度取組実績に記載しております。

本計画では、先ほど御説明した全体目標のほか、3つの取組方針を定めており、その方針ごとに各施策に取り組んでおります。

まず、方針1、一人一人に寄り添った、読書の質を高める支援では、年代別の図書館お薦め本のブックリストの作成及び配布や、子育て世帯に向けた情報発信のほか、乳幼児の保護者等を対象として読み聞かせ講座を実施いたしました。また、学校での授業や調べ学習に対し、図書館や学校司書による相談や資料の提案を実施したところでございます。

次に、方針2、読書意欲を高める環境の整備では、令和6年9月に実施しました図書館システムの更新に伴いまして、図書館ホームページのリニューアルを行い、特にこどものページでは、新着本や貸出しランキングを本のタイトルだけでなく、表紙の画像も紹介することで、視覚的に興味を持ちやすくし、読書への関心を高めることにつなげました。また、電子書籍貸出しサービスである江東電子図書館の専用ID及び利用案内を区立小学校、義務教育学校の3年生に配布いたしました。また、学校園と連携しまして、図書委員会や先生、保護者がお薦めする本のポップを作成してもらい、各図書館にてお薦め本とともに紹介いたしました。

次に、方針3、読書活動推進体制の充実にあきましては、図書館と学校図書館との意見交換を行ったほか、図書館で除籍した資料を学校やきつぷらクラブ、子育て支援施設等への提供、また、読み聞かせボランティアの継続的な養成のための講演会や勉強会の開催など、地域のボランテ

ィアの方々との連携、支援を行ったところです。

以上、令和6年度の事業の一部を御報告いたしました。取組実績の詳細や計画支援の実績につきましては、別紙の表にまとめてございますので、後ほど御覧ください。

引き続き、図書館をはじめ、学校や関係各課において、本計画に基づく取組を推進してまいります。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長      本件について質疑願います。  
安部委員。

安 部 委 員      ありがとうございます。  
別紙のほうの資料を見ますと、実績がそれぞれ載っていると思うんですよ。小学校とか中学校、高校ですね。確実に減っていますよね、それぞれが、というのはちょっと気になるところです。様々やったださっているのに何でかなと。高校生なんかは、ほぼ横ばいかなという気はするんですけど。一応、確認なんですけど、図書館でカードをつくる時というのは、在住または在学とか、どういうルールか教えてください。

本 多 教 育 長      江東図書館長。

吉木江東図書館長      御意見ありがとうございます。  
まず1つ目の指標の減少というところでございます。今回の報告につきましては、令和6年度の報告をさせていただいております。表には、令和元年度からの推移というところの表現になってございます。区立図書館登録者数につきましては、令和5年度に比べましても減少しているところでございますが、一方で、お話し会の実施回数であるとかそういったところについては、上昇というか、こちらからのアプローチとして、イベント等につきましては、上昇してございます。ですので、イベント等、そういった取組は増やしてはいるんですが、結果が減少しているということにつきましては、やはりこちらからの情報発信であるとか、PRのところについて課題があるのかなというところと、あとは社会的な移り変わりによるニーズの変化について対応しているかというところの検証が必要かなというふうに考えてございますというのが1点目でございます。

また、貸出しカードの申請についての条件でございますが、在住、在学、在勤でもカードの発行をすることができます。また、通勤の、通学の最寄りが図書館に近いとか、そういったところのちょっと中継というか、例えば通学ルートの間でも、近ければ発行ができるというような仕組みになってございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。

広くやったださっているということで、ありがたいです。これ、人数って別に何か多ければいいというものでもないのかなという気もして、要は質の問題というか、それで恩恵を受けて何か健やかにというか、前向きになれる子がどれだけ増えるかという話だと思うので、これから電子図書とかそういうのも考えたりしますと、もう既にクロームブックで配っている子たちは、どっちかというともう自動的にもう何か登録しているようなものなのかなと思うと、あまりこれに固執する必要もないというか、施策をいっぱいやったださっているんで、それを見ていければそれでいいかとは思いますが、気にしつつ、気にしないで進めていただければなと個人的には思います。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

大久保委員。

大 久 保 委 員 夏休みに読書感想文の宿題があって、うちの娘と息子は四苦八苦しただんですが、やっぱり小さいときから本に親しんでいくって大切だなと思って、この方針2の読書意欲を高める環境の整備のところ、本のポップを作成してもらい、各図書館にお薦め本として紹介したというところがあつたんですけど、私も幼稚園のときに、2年間、こどもと相談して何の本を紹介するといつて書いたことを思い出して、そのとき、お友達同士で、私たちがお母さんが書いたPOPを見に行ったり、図書館にすごい、そのとき、わーって行つたことがあつたんですね。それでイベントをやっていると知つたり。やっぱりイベントをやっていることを知っているお母さんというのは、どこからともなく情報を収集してきて、みんなに教えてくれるんです。だから、こういうちょっとしたきっかけがあると本にも何か図書館にも、もっとみんな興味湧いて、うちの子も図書館で本が借りられるだけじゃないもつとほかのこともあるんだよというのも分かつたので、こういう何かちょっとしたことがきっかけで図書館が身近になってくれるといいなと思ひましたし、やっぱり小さい頃からそういうのが分かつていると、大きくなつてからも中学校、小学校になつても行きやすいのかなと感じました。ありがとうございます。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今いただいた御意見も参考に、今後に生かしていければと思ひます。

図書館は、本当にリピーターの方というか、本当にしょっちゅう来てくださる方というのはたくさんいらっしゃるんですけど、全く来たことがない方をどう来てもらうかということが僕は大事だなと思っているので、まず、来てもらうために何が必要かということ、今、大久保委員がまさにおっしゃったようなことかなと思うんですけど、そういったことを生かしていく、そのためには、PRだったり発信だったりとか、あとはやっぱり連携だと思うんですよね。どこかでつながっていくことで、そこから図書館について知ることができたとかということもありますし、あとは学校図書館との連携をしっかりと図ろうとって、今、取組をしていますけれども、学校図書館と通常の図書館と、あとは、今後考えていかなきゃいけないのは、例えば書店さんとか、古書販売をしているお店とか、そういったところとかもうまく連携を図っていくことも必要かなというふうに思っておるところでございます。

以上で本報告を終了いたします。

これより協議事項に入ります。

初めに、協議事項1 江東区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを議題といたします。

本件について事務局より説明願います。

庶務課長。

瀧澤 庶務課長 それでは、資料16-1をお願いいたします。

江東区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてでございます。

本区教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、毎年、主要な施策への取組状況について点検及び評価を行っております。今回は、昨年度、令和6年度実施の施策について点検評価を行ったところでございます。点検評価委員会は7月2日及び9日に開催し、教育委員会事務局より各施策の取組状況等について報告し、各委員より、質問、御意見等いただいたところでございます。

こちらの点検評価委員会の委員でございますが、3に記載のとおり計10名で構成されております。学識経験者、公募区民、小・中学校校長会、園長会の各代表、また、小中幼のPTA連合会会長によって構成されてございます。

点検評価の内容、具体的なものについての御説明でございます。

資料の16-2をお願いいたします。

こちら資料16-2が今回の報告書の概要版という形になってございます。施策の具体的な取組内容の詳細や各委員からの詳細な意見につきましては、資料16-3が報告書となっておりますが、本日は概要といたしまして、資料16-2に基づいて御説明いたします。

点検評価の対象でございます教育推進プラン（第2期）、現行のプラ

ンでございます。そちらの4つのテーマとそれに基づく10の施策に沿って、令和6年度に実施した主な取組を抜粋して記載してございます。こちらは、それぞれ各教育委員会事務局から報告に合わせ、各委員からの意見、質問等いただいたところでございますが、本日は、点検評価委員会の委員からいただいた御意見のまとめといたしまして、こちらの資料、下段にまとめておりますが、委員長からの講評について御報告いたします。大きく4点について講評いただきました。

1、主体的な学びの定着と豊かな心の育成といたしまして、主体的、対話的で深い学びの充実を図る授業の定着や1人1台端末の活用による授業改善の推進、「みんな、かがやく」を共通意識とした教育や取組により、自他を大切にする心の育成が図られているということについて御意見をいただきました。

次に、2、多様な視点でこどものSOSに応えるといたしまして、Action24やSNSを活用した教育相談、ブリッジスクール等における支援、指導体制の整備、充実への評価をいただくとともに、こどもかがやきプランに基づく魅力ある学校づくりや不登校の総合的な対策がさらに進められることへの期待をいただきました。

次に、3、地域とともに進める施策の推進といたしまして、地域学校協働本部が全校に設置され、連携体制、協働体制が築かれていることへの評価や、さらなる連携、協働が一層推進されることへの期待について。

また最後に、4といたしまして、教育の質を高めるICTとして、児童・生徒の情報活用能力など3つの視点から効果的に推進されていること、また、ICTが各施策推進の中に確実に組み込まれていることへの評価とともに、今後の展開に期待している旨の御意見をいただいたところでございます。

この委員長の講評をはじめ、各委員よりいただきました御意見、御提言を生かし、今後もこの教育推進プラン・江東（第2期）を推進し、本区における教育施策のさらなる充実に向けて、引き続き取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

よろしいでしょうか。

既に各委員におかれましては、十分に御理解いただいている施策について、多くの方々から御意見いただき、点検、評価したということで、各委員からも高く評価いただいているところもございしますが、課題もありますので、今後を生かしていければと思いますし、先ほど検討いたしました教育推進プラン・江東（第3期）のほうで、これも生かしていければというふうに思っております。

それでは、お諮りいたします。

本件について承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを承認いたします。

次に、協議事項2 令和8年度江東区立学校特別支援学級教科用図書採択についてを議題といたします。

なお、協議に入る前の確認事項といたしまして、今回の教科書の採択に係る公正な選定、採択手続を期するために、本委員会の教科書採択の資料及び会議録については、採択が終了した後に情報公開に付すことといたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、さよう決定いたします。

それでは、本件について事務局より説明願います。

指導室長。

金指指導室長 それでは、令和8年度江東区立学校特別支援学級教科用図書採択について御説明いたします。

資料の17-1を御覧ください。

特別支援学級の教科用図書の採択につきましては、毎年行っているものとなります。こちらの資料に基づき、障害種別や程度、発達段階等を考慮して、こどもたちに最もふさわしい教科書という視点で、教科書の調査を行ってまいりました。調査部会では、各特別支援学級設置校からの調査結果に基づき、内容だけではなく、文字の大きさや表現やイラストの扱い、活用法、系統性などについて精査、検討をして行いました。

続いて、資料の17-2、17-3を御覧ください。

調査部会での結果を一覧にまとめたものがこちらになります。内容につきましては、区分のところに(検)と記載してありますが、文部科学省の検定を得た教科用図書のことでございます。次に(文)と記載してありますが、文部科学省が著作名義を有する教科用図書のことでございます。そして(般)と記載してありますのは、学校教育法の附則第9条に規定する一般図書のことでございます。特別支援学級で使用する教科用図書は、以上の中から採択することとなっております。

恐れ入りますが、資料17-1にお戻りください。

一般図書の採択基準について説明いたします。一般図書の採択基準につきましては、項番5にあるとおりでございます。なお、一般図書は資料17-4、東京都教育委員会が調査研究を行い作成した特別支援教育教科書調査研究資料に掲載されている図書の中から選定しております。教科書として採択する一般図書は、各教科の主たる教科から有効かつ適切でなければなりません。資料17-2、資料17-3としてまとめました教科用図書一覧では、十分に調査研究をされたものの中から選定されているものであることを付け加えさせていただきます。

説明は以上です。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。  
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。  
資料17-1の採択についてというものなんですけども、ちょっと確認なんですけど、この採択のルールというのは、区独自でしているものなのか、一定のルールが上にあって、それに準じているのか教えてください。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 こちらは文部科学省の検定を得た本を採択するですとか、都で一覧にまとめたものを参考に採択するですとか、一定のルールの下にそれぞれの区で採択しているものがございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。  
これ、平成12年なんですよ。ちょっと古くないですかね。例えば、中の5番の採択基準でも何かビデオテープとか、ちょっと時代にそぐわないようなものが入っているのは、何となく本来は、これを見直すような機会があっても、結果は変わらないとしても、ちょっと時代が大分経過しているのかなという印象を受けたので、細かい採択基準に何かビデオテープとかそういうのを書くのであれば、その辺は、今、時代と見比べてどうかなというのが、どこかで何かあってもいいような気がしたんですが、いかがでしょうか。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 いただいた御意見を基に検討してみたいと思います。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは、お諮りいたします。  
特別支援学級の教科用図書採択につきましては、毎年行っております。各委員におかれましては、文部科学省著作本、そして各校から候補に挙げられました一般図書についても御覧いただいているところでございます。十分に御理解いただいたかなというふうに思っておりますが、各校の児童生徒一人一人の状況に応じた教科用図書が一覧として示されてお

ります。

特に御意見がなければ、本件については、資料に記載の教科用図書一覧のとおり採択することに承認したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ございませんので、これを承認いたします。

それでは、以上をもちまして、令和7年第9回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。